

## < 第6次松本市男女共同参画計画の方向性 >

第5次計画  
(R5)  
～  
(R9)

### 男女共同参画計画・女性活躍推進計画

- **男女がともに創りあげるまち**  
政策・意思決定過程の女性参画  
就労支援とワークライフバランスの推進
- **誰もが安心安全に暮らせるまち**  
人権尊重と人権被害の防止  
生涯を通じた健康支援
- **一人ひとりが未来につなげるまち**  
将来の基盤づくり
- **私たちが目指す市役所**  
市役所におけるジェンダー平等の推進



第6次計画  
(R10)  
～  
(R14)

### 男女共同参画計画・女性活躍推進計画 + DV防止基本計画・女性支援基本計画

- ・女性活躍、DV被害者の支援、困難な問題を抱える女性の支援など、多様な施策を総合的に推進
- ・取組みの実効性を高め、策定作業の効率化を図る

## < 県内の状況 >

### 1 長野県

第6次計画（R8～12年度）で、現行の男女共同参画・女性活躍推進計画に、DV防止・女性支援計画を統合し、施策を強化

### 2 県内19市の状況

長野県19市男女共同参画行政事務研究会資料より（R7.10月現在）

策定状況	策定数
男女共同参画・女性活躍・DV防止・女性支援を統合し策定済	3市
次期計画で女性支援を統合	7市
女性支援の統合は未定	9市

### ➤ DV防止法（平成13年施行）

（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

- ・市町村におけるDV防止基本計画策定は「努力義務」（第2条の3）

### ➤ 女性支援新法（令和6年施行）

（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）

- ・市町村における女性支援基本計画策定は「努力義務」（第8条第3項）

## < 第6次計画策定スケジュール >

R7

- ・第2回男女共同参画推進委員会開催（R8.3.13）
- ・【協議事項】計画の方向性、市民意識調査項目

R8

- ・男女共同参画・人権に関する意識調査実施  
＜前回＞  
調査実施 R3年11月～12月  
結果報告 R4年3月（第2回松本市男女共同参画推進委員会）
- ・男女共同参画推進委員会開催（2回）

R9

- ・第5次計画 最終年度
- ・第6次計画策定
- ・男女共同参画推進委員会開催（3回）

R10

- ・第6次計画 施策を推進（～R14年度）

- ・DV防止・女性支援基本計画と一体的な計画にするため、こども福祉課と連携
- ・R8～ DV防止・女性支援関連の有識者を委員（1名）に選任予定

## 【参 考】

### 男女共同参画社会基本法（平成11年施行）

男女共同参画社会の形成について、基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組みを総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

#### 第14条第3項

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

### 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

#### 【女性活躍推進法】（平成27年施行 時限立法：2036年3月31日まで）

女性が自らの意思で働き、個性や能力を十分に発揮できるようにすることを目的としています。男女共同参画社会基本法の理念に基づき、国・地方自治体・事業主の責務を明らかにし、女性活躍の基本方針や行動計画の策定・実施、支援措置の提供を定めます。これにより、女性の職業生活での活躍を迅速かつ重点的に推進し、男女の人権尊重と、少子高齢化や多様化する社会ニーズに対応できる活力ある社会を実現します。

#### 第6条第2項

市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

#### 【DV防止法】（平成13年施行）

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。配偶者暴力防止法は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためのものです。

#### 第2条の3第3項

市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

### 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

#### 【女性支援新法】（令和6年施行）

女性が日常生活や社会生活を送る上で性別に起因する様々な困難に直面しやすいことを踏まえ、困難な問題を抱える女性の福祉向上を目的としています。支援に必要な事項を定めて、対象女性への支援を推進し、人権が尊重され、女性が安心して自立して暮らせる社会の実現を目指します。

#### 第8条第3項

市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

# 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号:議員立法)のポイント

- **女性をめぐる課題**は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、**困難な問題を抱える女性支援の根拠法**を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする**売春防止法**から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

## 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)(令和6年4月1日施行)

### ■ 目的・基本理念

= 「**女性の福祉**」「**人権の尊重や擁護**」「**男女平等**」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

### ■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ **教育・啓発**

■ **調査研究の推進**

■ **人材の確保**

■ **民間団体援助**

### ■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

### ■ 都道府県基本計画等

⇒ 施策の実施内容

### ■ 支援調整会議(自治体)

⇒ 関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

**女性相談支援センター**  
(旧名: 婦人相談所)

**女性相談支援員**  
(旧名: 婦人相談員)

**女性自立支援施設**  
(旧名: 婦人保護施設)

### 民間団体との「協働」による支援

■ 支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援  
⇒ 官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

## 売春防止法

**第1章 総則**  
(主な規定)  
第1条 目的  
第2条 定義  
第3条 売春の禁止

**第2章 刑事処分**  
(主な罰則)  
第5条 勧誘等  
第6条 周旋等  
第11条 場所の提供  
第12条 売春をさせる業

**第3章 補導処分**  
(主な規定)  
第17条 補導処分  
第18条 補導処分の期間  
第22条 収容

廃止

**第4章 保護更生**  
(主な規定)  
第34条 婦人相談所  
第35条 婦人相談員  
第36条 婦人保護施設  
第38条 都道府県及び市の支弁  
第40条 国の負担及び補助

存続